

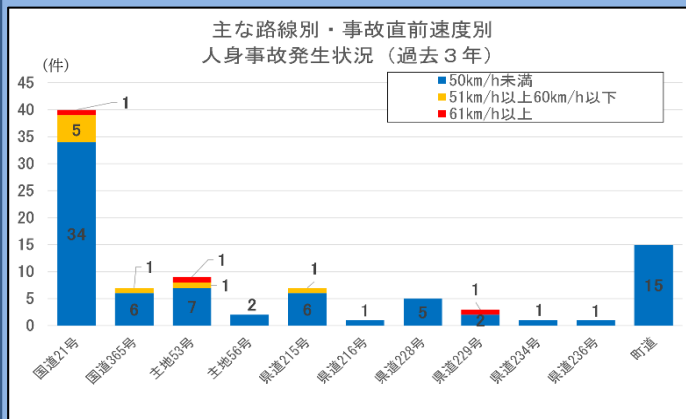
速度取締り指針

垂井警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道21号	4:00～8:00 16:00～18:00	垂井・関ヶ原地区	60・50km/h

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

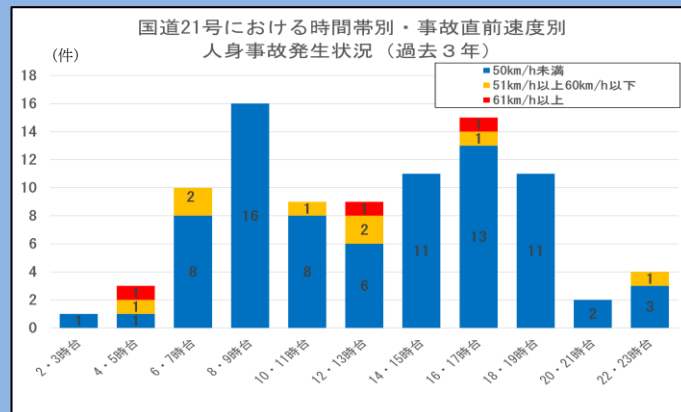
垂井警察署管内における交通事故実態



▼ 主な路線別の人身事故発生状況を比較すると、4割強が国道21号で発生しており、次いで生活道路として利用される町道での発生が多い状況です。

▼ 事故直前速度別でも、国道21号は高速度での交通事故が多い状況です。

▼ 過去3年の国道21号における時間帯別・事故直前の速度別人身事故発生状況では、4～8時及び16～18時の時間帯に高速度での事故が多発しています。



交通死亡事故の発生状況

垂井警察署管内では、令和5年10月12日に垂井町内の町道において発生した、普通貨物自動車と自転車の出会い頭事故以降、死亡事故の発生はありません。

◎ その他の交通指導取締り要点

- 交差点関連違反（信号無視、一時不停止違反等）の取締りを強化します。
- 生活道路・通学路（町道）での各種取締りを強化します。
- 薄暮時間帯を中心に幹線道路の主要箇所にて駐留監視、赤色灯を点灯させたパトカーによる流動警戒を実施します。